

令和6年5月24日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

～～～～～～～～～～

日 程

日 時 令和6年5月24日（金）
午前10時
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 報告案件

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会の結果及び今後の対応並びに最終処分場建設候補地の地元対応の状況について

- 3 閉 会

～～～～～～～～～～

出席委員（8名）

委員長	中田	利幸	副委員長	山本	芳昭
委員	奥岩	浩基	委員	渡辺	穰爾
委員	森岡	俊夫	委員	景山	浩
委員	勝部	俊徳	委員	三好	晋也

～～～～～～～～～～

欠席委員（0名）

～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

副管理者 米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局次長兼ごみ処理施設整備課長	生田 公志	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	大峯 正人
事務局ごみ処理施設整備課長補佐	加藤 公教		

～～～～～～～～～～

議会担当職員

書記長	瀬尻 かおり	書記	近藤 隆
-----	--------	----	------

~~~~~

## 1 開 会 (午前10時00分)

○中田委員長 ただいまより、ごみ処理施設等調査特別委員会を開会したいと思います。

~~~~~

2 報 告 案 件

○中田委員長 それでは、日程2の報告案件に入ります。本日の報告案件は1件でございます。まず、当局からの説明を受け、その後で質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会の結果及び今後の対応並びに最終処分場建設候補地の地元対応の状況についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 それでは、資料に基づきまして御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず、大きな1番の意見調整委員会の結果でございますが、これは本年の5月7日に意見調整委員会から提出されました意見書の記載内容となっております。意見書からの抜粋を用いまして御説明をさせていただきます。

まず、(1)の論点整理でございますが、意見調整委員会としましては、彦名校区自治連合会の意見陳述が第2回から第5回までの委員会におきましてございました。これを踏まえまして、用地選定過程における公平性の確保に対しての疑念を最も強く抱いていらっしゃるというふうな理解をされております。そしてこのような疑念がある以上、最終候補地評価の項目の設定ですとか、評価結果の妥当性についても疑念を抱いていらっしゃる。したがって、まず、用地選定過程における公平性の確保に関する審議が行われております。この項目に関しましての論点と論点に対する審議の内容につきましては、表に記載のとおりでございます。表の中に除斥規定という言葉がございますが、これは表の下の方にアスタリスクで書いておりますけれども、組合の用地選定委員会条例施行規則第4条第4項の規定に、「会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。」という規定でございます。

(2)の審議の結果でございます。

まず、①除斥規定に対する違反の有無でございますが、利害関係の有無につきましては、中略以下になりますが、中立的な職務の遂行が期待できないという疑義が生じ得るような者にあたるか否かによって判断すべき。このような理解のもと、除斥規定における利害関係者とは、用地選定委員会の委員以外の立場をもって審議に影響を及ぼし得る者と定義するのが相当であると判断をされました。そのうえで、これも中略の後のアンダーラインになります。

すが、当該委員は用地選定の過程において用地選定委員会の委員以外の立場をもって審議に影響を及ぼし得る者にあたるといえ、利害関係者に該当する。そうすると、組合が米子市から当該委員の関係する調査対象地の報告を受けた以降においては、当該委員が利害関係者にあたることになるため、それ以降の審議に当該委員が加わることは除斥規定に抵触するとされております。

資料おはぐりいただきまして、2ページのほうを御覧ください。次の、用地選定の過程に対する当該委員の影響でございます。意見調整委員会におかれましては、当該委員が利害関係者であるということを前提といたしまして、用地選定の過程に対する当該委員の影響の有無について審議をいただいております。具体的な内容につきましては、その下に記載がございます（ア）一次評価及び二次評価における恣意性から、（キ）正副管理者会議における建設候補地の選定過程に対する当該委員の影響までの項目でございます。その結果が次のポツになりますが、用地選定の過程に対する当該委員の影響について確認をしたところ、影響を及ぼしたとする事実は認められてはおりません。他方で、影響を及ぼしていなかったと積極的に証明できるような事実を見出すこともできませんでした。したがって、当該委員が用地選定委員会における用地選定過程で影響を及ぼしていないことが明らかにされたとは言えない以上、現時点で、利害関係者が議事に参加していた用地選定委員会の答申を有効と解することはできないとされております。

次の、③公平性の確保に関する審議のまとめでございますが、上記の審議内容を踏まえますと、適法性を確保するという観点から、用地選定委員以外の者で構成する第三者委員会を設置し、用地選定委員会による建設候補地の選定結果について検証し、必要に応じて利害関係者である当該委員が関与した第4回以降の用地選定委員会における審議をやり直すなど、何らかの措置を取ることが必要であるとまとめられております。

（3）の付帯意見でございますが、組合のほうが見解をお示しさせていただいておりますが、その見解を示してもなお見解が相違する項目のうち公平性の確保に関する項目を除いた項目につきまして、意見調整委員会がその妥当性を認めたとしても、彦名校区自治連合会の理解を得ることが困難であり、また、これらの項目について意見調整委員会がその妥当性に関する意見を述べた場合、組合が何らかの措置を講じる際に、本委員会の意見が影響を与えかねないという懸念がございましたので、これらの項目につきましては細かく言及することは控えられまして、付帯意見のほうに記載をいただいております。

付帯意見につきましては3点ございます。まず、①番の最終候補地評価の対象を複数箇所としたことの妥当性につきましては、より慎重なプロセスによって用地選定が行われており妥当なものと御意見を頂戴しております。②番の最終候補地評価における優位性判定の基準及び最終候補地選定における総合判定の基準の明確化につきましては、これはどのような項目を評価項目に含めるのか慎重に検討する必要がある。また、評価項目を定めた後の選定プロセスについても明確に説明できるようにする必要があるとの御意見をいただいております。最後の③番につきましては、双方における歩み寄る努力が必要であるとされております。

資料おはぐりいただきまして、3ページのほうを御覧ください。意見書を踏まえた今後の

対応でございますが、これは意見書に記載されているとおりの内容でございますけども、適法性を確保するという観点から、第三者委員会を設置し、用地選定委員会による建設候補地の選定結果について検証をするものでございます。

設置する第三者委員会でございますが、委員会の名称は一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会、委員数は4名以内で構成したいと考えております。

(2) 番の検証内容等でございますが、①の検証内容につきましては、意見書に記載されている項目でございます。その下のポツ3つの内容でございます。②番の検証の期間、これは予定でございますが、6月の月上旬から7月の下旬までのおよそ2か月間を想定しております。

(3) 番、補正予算の案でございますが、この検証に要する費用は当初予算に計上しておりませんので、補正予算で対応させていただきたいと考えております。主な内容につきましては、委員に対する報酬等でございます。

最後、3番の最終処分場の建設候補地の地元対応の状況でございます。1月30日に、こちらの特別委員会のほうに御報告をしておりますが、それ以降の対応についての内容でございます。(1) 番の、口陰田自治会臨時総会の開催でございますが、これは2月4日に臨時総会を開催をされまして、賛否について御相談をさせていただいておりますが、この総会におきましては、最終処分場の用地に関するかどうか、安全・安心に関することなど様々な御意見が出されましたので、これに対しまして3月3日に改めまして地元説明会を開催をさせていただきまして、この臨時総会において出されました御意見等に対する回答なり説明なりをさせていただいたということでございます。

最後の4ページでございます。4ページにつきましては、意見調整委員会の経過を記載しております。第1回が昨年12月21日に開催でございます。彦名校区自治連合会の意見と組合の見解の陳述につきましては第2回から第5回までの4回の会議で陳述を行ってございまして、その後、第6回から第8回までの3回、こちらのほうでその意見と見解の陳述を踏まえ論点の整理を行っていただいております。そして第9回と第10回で意見書案の審議が行われたという経緯でございます。

その結果、冒頭申し上げましたとおり、5月7日に意見書が提出されているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○中田委員長 当局からの説明がありました。委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。山本委員。

○山本委員 まずお聞きしたいのは、資料を頂きました「鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会からの意見書について（お知らせ）」ということで資料を頂いたものがあります。で、その中の一番最後のところ。8ページの一番最後のところですけども、「一方で、彦名校区自治連合会は、組合が説明会で『主な質問等についてはQ&Aを作成する。』と発言しているにもかかわらず、これを待たずして要求書を提出された。その結果、自治会員が組合の回答を得られない状況となっている。」という記載がございます。このよう

な形で出された要求書が自治連合会の総意というふうに取りれるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 御答弁を申し上げますが、要求書につきまして彦名校区自治連合会からいただいておりますし、またその記載の中には、彦名の住民はというようなお言葉もあったかと思っておりますので、私どもとしましてはそのような受け止めでございます。

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 私、遠く離れたところで状況をよく知りませんので、私の認識とすれば、こういう重要な要求書を出されるというときには自治会の総会とかを開催されて、意思を明確にされた上で要求書を出されるというふうな手続きというか、段取りがあるんじゃないかと思うんですが、そのような経過を経た要求書だったのでしょうかという質問です。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 彦名校区自治連合会のほうから要求書が提出されましたそのプロセスにつきましては、組合のほうは承知はしておりません。

「承知してないということですね。はい。もう1点お願いします。」と山本委員

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 同じくこの資料の7ページの上段のところで、小括っていうのかね、「このように様々な観点から用地選定の過程に対する当該委員の影響について確認したところ、影響を及ぼしたとする事実は認められなかった。」というふうに記載があります。「他方で、影響を及ぼしていなかったと積極的に証明できるような事実を見出すこともできなかった。」という記載でありまして、素人ながら私どもも、悪魔の証明という言葉がありますけれども、あることの証明は比較的できるんだけど、ないことの証明は困難であるということが一般的に言われていると思います。この中で最後のところの、「影響を及ぼしていなかったと積極的に証明できるような事実を見出すこともできなかった。」だから、ということだと思うんですが、この悪魔の証明と言われる、ないことの証明ということについての解釈といいますか、その委員会での議論はなされたのかどうかということをお尋ねいたします。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 お配りしております意見書の、4ページのほうを御覧いただきたいと思います。4ページの少し上になりますが、冒頭の資料説明でもさせていただきましたが、真ん中から少し上に、「そうすると、」というところの、そこの文章の最後が、「除斥規定に抵触する。」というように結んであります。その次の、「用地選定の過程に対する当該委員の影響」でございますけども、この影響を審議をしたわけですが、その次にその理由が書いてありまして、「このような審議をした理由は、利害関係者が議事に加わった場合、原則として用地選定委員会の答申は無効と解するのが相当である」というのがまずありますけども、「当該委員が用地選定委員会における用地選定過程で影響を及ぼしていないことが明らかといえる場合」ですとか、「事後の検証において、選定結果に疑義が生じなかつ

た場合は、例外的に有効になり得る」という考えでこのような審議がなされたということでございまして、その審議の結果、積極的に影響がなかったと証明できないということで、その除斥規定に抵触しているという事実が、重要視をされているということでございます。

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、何となく分かったような分からないようなところなんですけれど。私の理解ですと、積極的に関与はなかったという事実の証明は困難だと私は思うんです。ですけれども、先ほど言われたように除斥規定に抵触するからという理由だったら分かるんですけど、2つ書いてあるので、少し疑義を、疑問を持ったところであります。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 若干補足をさせていただきたいと思いますが。この関与があったかどうかということについて委員会で御審議をいただいたわけですが、その中で、委員会のほうから求められたものとしては、会議録のほうを求められました。ただ、会議録が、要点会議録というところではございまして。委員の発言、個々にというところまでがなかったものですから、そういうところを踏まえた中で、明確には委員会としては判断がしづらい部分があったというところでこのような記述になったのかなというふうに思っております。

○中田委員長 よろしいですか。

〔「はい。」と山本委員〕

○中田委員長 ほかにございませんか。奥岩委員。

○奥岩委員 今、山本委員からもいろいろ御質問あったんですけど、そうなんですよね。意見調整委員会からの意見書も、今回の資料と以前も委員のほうには資料でいただきましたので見させていただいて、今回の委員会でも上がってきてますので再度確認させていただいたんですけど、さっき山本委員がおっしゃられたところがやっぱりどうなんだろうっていうのが気になってましたので、今聞かせていただきました。で、それらを踏まえて、本日の委員会の2の意見書を踏まえた今後の対応っていうところで、第三者委員会を設置して選定結果を検証をされるっていうことで今回出されているんですけど、この人数の4名以内の学識経験者っていうのは先ほど説明されたんですが、これ、どういった方々を想定されているんでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 4名の委員の内訳でございますが、用地選定委員会の委員が、学識経験者、その中には土木の方、あるいは行政のほうから道路関係の方に出てきていただいているということも踏まえまして、環境関係の専門家の方と土木関係の専門の方にお入りいただくということを想定しております。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 では、そういった方々の専門的な知見を御助言いただきながら、検証内容等って書いてあるんですけど確認事項が主に3つあるんですけど、そこを判断していくっていうことで理解するんですけど、候補地評価基準の妥当性っていうところは、これ今までも見させていただいてまして、単純に各項目があって点数をつけてっていうところだったんです

けど、これ専門家さんにここは何点っていうのが妥当だったか、そういうところをチェックしていくみたいな感じでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 様々な確認はしていただくものと思っておりますが、その検証方法につきましては、委員会の審議の中でまた御審議いただくことになろうかと思っておりますけれども、当局といたしましては、候補地の評価基準につきましては様々な自治体でもそういったものをつくっていらっしゃるというのがありますので、それらの事例なども確認していただきながら、内容につきまして御確認をいただきたいと思っておりますし、これに基づきまして、点数の今お話、御意見頂戴いたしましたが、改めてこれは確認もいただきますけれども、意見調整委員会の中でも確認はいただいております。これは意見書の4ページのところに組合の見解が、「一次評価及び二次評価は客観的な評価項目に基づいて実施されたもので恣意的に点数をつけることができないものであった。」という見解を述べて、その上で御確認をいただいておりますが、これにつきましても、委員会のほうも恣意的に点数をつけることは困難であるというような御確認をいただいておりますので、そのあたりというよりは、その基準そのものが一般的なものであるといいましょうか、他団体の事例と比較して大きく違いがあるものでないというようなあたりは御確認いただけるような形で進めたいと思っております。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、意見書のほうの4ページも引用いただいて御答弁いただいたんですけど。まあ、今までもだったんですけど、彦名の自治連合会のほうからも恣意的にあったんじゃないかっていうのもあり、意見調整委員会のほうもそこを検証されてこういうのが出てて、そうではないですよっていうのがあるんですけど、それはそうですよっていうのは確認を取った上で、評価基準のほうですね。はい、ありがとうございました。

そうすると、委員会資料のほうの2ページの③のところでは先ほども御説明いただいたんですけど、公平性の確保に関する審議のまとめのところ。これ意見書の8ページにあるものをまとめていただいた分なんですけど、後半のほうですね。「用地選定委員会による建設候補地の選定結果について検証し」というところにアンダーラインが引いてありまして、現段階ではここから、まずは検証から入っていきましようっていう理解でよろしいでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 委員御指摘のとおりでございますが、意見書のほうには、用地選定委員会による建設候補地の選定結果について検証し、とありますので、まずは検証をさせていただくと。内容につきましては、これも委員が先ほど言われましたとおりでございますが、意見書に記載の内容でまずは検証をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 はい、よく分かりました。何度も同じ説明していただいてありがとうございます。

あと気になるところが、山本委員からもあったんですけど、付帯意見のところ、委員会資料のほうでは大きく3点まとめていただいております。見解が相違する項目について細かく言及することは控え、付帯意見にとどめるということで大きく3つあったんですけど、最後の③のところで、双方に歩み寄る努力の必要性というところなんですけど。もちろん組合側と、これ彦名校区自治連合会のほうかなと思って読んでるんですが、細かいところは意見書のほうで見させていただいたんですけど、今後この今検証作業に入りますっていうところで、検証結果こうでしたよっていうのをどういうふうに伝えていかれるとか、この双方歩み寄る努力が要りますよって言われている中でどういうふうに対応されていくとかっていうところは、現時点でどのようにお考えでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 まだ具体的などのようにというのは、相手があるということもございますので、自治連合会のほうと、御相談の上でということにはなりませんけども、まずは検証結果が出れば、その内容をお伝えをさせていただいて。場合によっては、必要に応じてということになりますけども、説明会なり何なりということで対応させていただきたいというふうに考えております。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 検証結果が出てから恐らくコンタクトされるってというような御答弁だったかと思うんですけど、今回の意見書のほう、さっきの8ページの一番下の(3)のところを読ませていただきますと、「自治連のほうから組合の見解について、「初めて聞いた。」と発言される場面があった。」というようなところもあったりします。我々は委員会のほう出させていただいておりますので、現状どういう段階だっというのが分かりますし、報道も毎回全部新聞に載るとか、毎回全部テレビに出るっていうわけではないので、なかなか彦名の方が全部、今、どの段階だというのを分かっているわけでもないと思います。その上で現状双方歩み寄る努力の必要があるというふうに出ておりますので、細かくですね、これから検証作業に入り、こういう意見があった。で、意見調整委員会終わりました、こういう意見書でいただいておりますので、これから組合としては検証に入ります。この後こうですとあって、何かしらちょっと細かく細かく段階的にお伝えできることはあると思います。繰り返しになりますが、こちら側というか、組合側としても歩み寄る努力をしていただいて、その中で自治連のほうからも、こうじゃないかこうじゃないかっていう意見が細かくコンタクトを取っていると出てくると思います。一方で、ただただ自治連のほうも駄目だとか何か疑義があるかというだけでは駄目ですよってというような書き方だと思いますので、その辺非常に難しいところではあるんですけど、組合側も努力が必要ですので、何かしらちょっと早めに考えていただけたらと思います。というのも、検証期間が6月上旬から7月下旬となっていて。もう今、5月末ですので、6月上旬から入ります。期間的には短いので、7月終わってから彦名のほうにお伝えしてもいいかなとは思いますが、こういうふうに御意見いただいておりますので、こういったコンタクトの仕方がいいかっていうのも考えていただけたらなと思います。意見ですので、特に答弁求めておりません。

○中田委員長 答弁よろしいですか。

○奥岩委員 はい。

○中田委員長 ほかにございませんか。渡辺委員。

○渡辺委員 俺も奥岩さんと同じようなあれで考えてたんですけど。まあ、確認なんですけど、この意見調整委員会の意見書は彦名の自治連合会にも届けてあるわけですよね。そして今日この会議でそれを受けてこの手順でやりますからという説明を受けたんですけど、そこまでは彦名の自治連合会は了解しているという見解でよろしいんですよね。そうせんとまたボタンをかけ違えてしまいましたということがないようにということで。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 この検証委員会の設置に関する地元との話ということでございますが、これは5月の10日に自治連合会の代表の方と対応につきましてはお話をさせていただいております。で、この意見調整委員会の意見書に記載された対応であるということを御説明をさせていただきまして、検証委員会の設置につきましては御了解をいただいているという状況でございます。

○中田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それで公平性の確保で第三者委員会を置いて、適法性の確保という観点もあるということで、それで審議する中で、用地選定委員会による第4回目以降の審議のやり直し等もある可能性があるということ書かれているんですけど、その前は前回の用地選定委員が審議すると。まあ自治連合会から来られた方は新しい方になっているかもしれませんが。そういうことでよろしいですか。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 検証結果によって、今、委員さんのほうのお尋ねは、前回やって用地選定委員会の第4回以降をやり直すという必要が生じた場合の対応ということですけども、まだ組合のほうとしては、仮にそうなった場合にちょっとどのような委員構成、また委員のメンバーをどうしていくかということについては、現時点においては、まだそこはちょっと具体的な検討はしていないという状況でございます。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 私のほうが少し補足をさせていただきます。要は先ほど担当次長のほうからも説明いたしましたとおり、今回の意見調整委員会の御指摘を受けて、いわゆる例えばということで4回目以降やり直しなどということで、これは例示されているわけでありまして。どういうやり方が必要なのか、そもそも用地選定の過程にいわゆる不合理性があるものがあるのかどうかといったことも含めて、このたびお示しております検証委員会のほうで御検証いただいて、これ第1回の用地選定委員会も各分野の専門家の皆様方などにお集まりいただいて選定協議をしていただいた経過がございますので、どちらかというとセカンドオピニオンといいましょうか、また新たな目で、また別の専門家の方に御検証いただくという過程になるんだろうと思いますけども。その結果、仮に第4回以降の選定をやり直す必要があるということ。そういった御意見、あるいはその方法に当たっては例えば委員を入れ替える、あ

るいは委員を入れ替える必要はない。様々な考え方があると思いますので、全てはこの検証委員会のほうでしっかり御議論いただいて、そしてその結果を受けてその後については判断させていただくという過程になろうかと思っています。以上です。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。森岡委員。

○森岡委員 この調整委員会からの意見を読みましたら、私すごく厳しい内容だなというふうに理解しております。まず、中で指摘されているこの用地選定委員会は条例違反ですよということ、それから検証内容の中でも今後、第三者の委員会に何を求めるかっていうところですね、候補地の評価基準の妥当性であったり、評価項目の設定、優位性の判定方法、その他、これは組合が用地選定委員会にある程度基準を決めて指し示したものの内容なんですよ。そのことをもう一度審議してくださいというような内容ということは、管理組合がやったことがまず全て一から全否定されているなというふうに私は捉えたんですね。ただ、これは用地選定委員会を4回からもう一度審議をやり直してくれということなので、まあ3回目までは大目に見ましようという内容だと思うんですよ。それを踏まえて管理組合として、こういう指摘をされている内容についてある程度もう一度きちんとした中身を、正副管理者会議もそうですし、議会にも当然指し示して、それから委員会に臨むということをやっていたければなというふうに思うのですが、その点はいかがなんでしょうか。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今、森岡委員のほうから御指摘いただきました御意見であります。また担当のほうが必要があれば補足いたしますけども、意見調整会議の中で、非常に細かく、先ほど御説明したとおり当初予定した回数よりもかなり回数も重ねて、慎重に御議論いただいたというふうに思っております。本当に、改めて関係者の皆さんには感謝申し上げたいと思っておりますが、その中で、具体的に審議や意見には及ばなかったとはいえ、今、委員がおっしゃったように全否定されたというようなこと、そういう議論の経過ではなかったというふうに私は受け止めております。ただ、やはり問題は、意見調整委員会というのはやっぱり地元のほうがなかなか理解し難い、受け入れ難いという御意見、御要望が出ていますので、それと歩み寄りといいましょうか、どうやったら双方の意見の折り合いがつくんだろうというところを中心に御議論いただいたということで。その中心が、先ほどから御報告しているとおり、これはあえて言えば図らずもということなんですけども、委員の中に利害関係者と評価され得る者が加わっていたことが、やはり一番大きな要因だということで、この点について今回御指摘をいただいたというふうに受け止めております。先ほども申し上げましたが、第1回のといいましょうか、既に終わった用地選定委員会も、全ていわゆる中立委員といいましょうか、外部の専門家あるいは地域の関係者、ここが今回問題になったわけなんですけども、専門家等で構成して御審議いただきましたので、その審議過程そのものが否定されるということではないというふうに我々は思っておりますし、意見調整委員会での御議論もそうであつたろうというふうに受け止めております。したがって、今回ありました、いわゆる利害関係者が加わっていたという御評価、そしてそのことが結局審議結果の妥当性といいましょうか、地元の受け入れ難さというものにつながっているということの御評価を我々とし

ては真摯に受け止めて、その部分について真摯に対応させていただいておると。ただ、それにつきましても、やはり専門的な知見に基づく御判断も必要でしょうから、先ほど御説明したとおり専門家の方に、これとは別の専門家の方になるわけですが、再度お集まりいただいて、第1回の検証結果の中に問題点があったのかなかったのか、これは技術的な部分も含めて、御検証いただくということであって、それをゼロからやり直すということではないというふうに考えております。以上です。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 調整委員会のほうからの意見の中身としては、用地選定委員会の形ですよね、形のことを条例違反ですよという形で指摘されたわけです。それからもう1点は、その中身。中身について候補地の評価基準の妥当性であったり、評価や評価項目の設定、優先判定方法、それから候補地評価に基づく建設候補の順位づけの基準だとか、これはもう本当に用地選定委員会の中身をもう一度検証しなさいという御指摘なんですよね。ということはやはり、組合としてこれまでずっと積み上げてきたものもありますけども、ある程度その自責の念を持ってね、これからの第三者委員会を立ち上げるという形で取り組む必要があるんじゃないかと。じゃないと今まで我々も関与してましたけど、これでまた逆戻りしてるわけですね、今。中身がですね。ですからそこら辺も踏まえてきちっと、管理組合としては今後の在り方としてこれをもう一度成功に至るプロセスの段階として捉えていただいて、しっかりとこのことを自責として、無念として抱いていただいて、これから第三者委員会を立ち上げていただきたいという考え方であります。

○中田委員長 答弁は特にいいですか。伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 先ほども申し上げましたが、我々としては今回の意見調整委員会の御意見、御指摘というのを真摯に受け止めて、要点はですね、今、委員のおっしゃったことと恐らく重なるといいましょうか、同じ趣旨だと思いますけども、問題は、やはり地元の理解が得られるかどうか。ここに大きな問題があるわけでありまして。現在、地元のほうから御指摘していただいているその他の御意見もございますので、これらも含めて、重ねての第三者委員会ということになるわけですが、こちらのほうでしっかり議論を重ねていただいて、それをまた地域にお示しするという作業を丁寧に進めてまいりたいと、このように思っています。以上です。

○中田委員長 ほかにございませんか。勝部委員。

○勝部委員 あのですね、この調整委員会の意見書がありますけれども、これをよく読むと、本当に全否定だと私も思います。例えば意見書7ページの上段のほうに、「用地選定委員会の答申を有効と解することはできない。」と書いてあるんですね。有効と解することはできないといったら、まあ一般的に私の頭の中では、ほぼ無効に近いというふうに受け取ってしまうんですよ。これは少し書き過ぎだと思いますね。仮に1人の、例えば利害関係者という言い方は、私は非常に基本的には疑問を持つ。除斥対象かどうかという、私は基本的には法的には除斥対象ではないと思いますね、これ。県地区の人はね、除斥対象かどうかという違うと思います、私は。私はそんな解釈していますので。それは自分の、例えば山とかいろん

なことがあったりしてね、そこに。それで自分がいいとか悪いとかって言える立場だったらいいんですけど、そういうことでじゃなくて、たまたま県地区の連合会長で出てたということです。これは法的には全然除斥対象には当たらないと私は思いますね。それといわゆる書き方がね、有効と解することできないってここまで書かれるとね、全否定だと私は思いますね。普通は用地選定委員会の方針についてはね、瑕疵がないとは言えないというぐらいだったら私は非常に理解できるんですよ。ちょっと落ち度がありましたよというぐらいだったら私は理解できるけども、この書き方はもう全否定だと思って私は間違いないと思いますね。それから、その下のほうに書いてありますけど、第4回目以降は審議をやり直すなど書いてありますけれども、逆にこの中にね、仮にこの調整委員会がうまくいかなかった場合で本当に組合の執行部の皆様方が第4回以降を審議をやり直そうとするのだったら、逆の選定委員を、その彦名地区の人たちを1名でも2名でも引き込んで、中で審議させてもらったほうが私は早いんじゃないかと思いますね。難しいこと言わないで中に審議に入っていただくと、どういうふうな公正な立場で皆さんが真摯に御議論いただくということが逆にお分かりいただけていいんじゃないかと思うんで。そのときには人選は逆にあと4回目本当にやらなきゃいけない立場になったら、彦名の地区の人も県地区の人も引き込んで審議をやるのも一つの方法だと私は思います。委員長、私は以上の意見です。

○中田委員長 意見でよろしいですか。

〔「はい、意見です。」と勝部委員〕

○中田委員長 意見でよろしいですか。ただ、ちょっと確認させてください。今、大きく分けて今後の対応のことと、この意見書に対する勝部委員の見解がありましたけれども、この意見書の内容についての妥当性は、勝部委員の場合は否定されるということで理解してよろしいんですか。

〔「答申の…。あ、委員長いいですか。」と勝部委員〕

○中田委員長 といいますのが、今日の審議はこの意見書を踏まえて今後の対応のことまで踏み込んだ対応方針が明示されていますので、そのことを了解できるかどうかの前提は、この意見書の内容を我々が受け入れられるかどうかという話が前提になってきます。

〔「あ、そうですか。分かりました。委員長。」と勝部委員〕

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 私はこの答申は、受け入れる、受け入れないじゃなくて、やっぱり誤謬があると思います。誤りがあると思います。いわゆる認識がすごく間違っていると思います。答申を有効と解することはできないと書いてあるでしょう。それは例えば百歩譲って除斥の対象の方が入っておられたとしても、それが有効かどうかという話になると、有効ではないと解すると書いてあるんだけど、これについて私は受け入れることはできない。

○中田委員長 できない。

〔「できない。」と勝部委員〕

○中田委員長 そのことだけ確認させてください。

〔「はい。」と勝部委員〕

○中田委員長 ほかにございませんか。

「委員長、ちょっと発言をさせていただいてよろしいでしょうか。」と三上事務局長

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 今、委員の皆様からこの意見調整委員会の調整意見についての御意見をいただいたところですが、組合の事務方としての整理、考え方といたしましては、まず、ちょっと資料があっちこっちになるかもしれませんが、まず、本編資料1枚目の1ページの(2)審議の結果、先ほど生田課長が説明をさせていただいたところの、ちょっと割愛をした部分なんですけれども、①のアの除斥規定に対する違反の有無というところの3つ目の黒ポツでございます。ここのところで、「そのうえで、本委員会は、当該委員が利害関係者に当たるか否かについて検討したと。」で、中略とありまして、当該委員が県地区の自治会長名で米子市に対し、組合に報告した調査対象地を取り下げるよう要望したという事後的な事情を勘案すると、利害関係者に該当するという形になっております。そうするならば、4つ目の黒ポツですが、組合が米子市から調査対象地の報告を受けた以降においては、利害関係者に当たるんだというふうな整理をされた上で、それ以降の審議に当該委員が加わったことは除斥規定に抵触するという流れになっております。

ちょっと資料が変わりまして参考資料のほうでございますけれども、この4ページでございます。ここのちょうど中ほどに(2)がございまして、用地選定の過程に対する当該委員の影響について、これを意見調整委員会でも審議をいただいておりますけれども、この意見調整委員会では当該委員が利害関係者であることを前提として、用地選定の過程に対する委員の影響の有無について御審議いただいております。で、その次の段落ですが、利害関係者が議事に加わった場合は、原則として答申は無効と解するのが相当でありますけれども、委員会の御判断としては、当該委員が用地選定委員会における用地選定過程で影響を及ぼしていないことが明らかといえる場合や、事後の検証において選定結果に疑義が生じなかった場合は、例外的に有効になり得るというふうな整理をしておられまして、この前段の部分は、要は影響を及ぼしたかどうかというところについては、この意見調整委員会で御審議をいただいたところでございますけれども、選定結果の審議については、要は検証してくださいという形で、で、ここで疑義が生じなかった場合は例外的に有効になるんだというような形での、私どものほうはそういう捉え方をさせていただく中で、まずは意見調整委員会から意見をいただきました検証委員会を設置させていただいて、その選定過程、ここに疑義があったのかどうか、これを新たに第三者委員会、検証委員会を設置させていただいて御審議をいただくというふうな形でのとらまえ方をさせていただいているというところでございます。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

はい、それでは、ちょっと議事整理という意味も含めて、委員長から、これは当局の皆様にも要請をしておきたいことがあります。私もこれを見させていただきまして、全ては、要はこの排斥の規定に抵触するということで、その信頼関係の前提のところ崩れているので、以後、客観的に科学的に分析されたことも含めて、要は信頼関係というところが崩れたことから、このような書きっぷりになっていると私は理解しております。我々も議会のほう

も、この間、中間報告を受けて必要な予算措置も踏まえて、このたびまで動きについては了解をした上で、今日まで迎えてきております。この事態を受けて、今後につきましては信頼関係回復のための、先ほど委員のほうからもありましたけれども、その手続き、それから我々も今まで、言ってみれば事務組合のほうの管理運営事項の範囲内においての様々な事柄について、なかなか目が行き届かない、知り得なかったことも含めて、この委員の問題、規定に反するかどうかの問題のところも深掘りができなかったという部分も事実としてありますので、今後については、必要に応じて、必要な情報提供を着実にいただいて、信頼関係の回復に向かって着実に進めていただくということを委員長として当局のほうに要請したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい。」と声あり〕

○中田委員長 当局の皆さん方は特によろしいですか。

〔「はい。」と声あり〕

~~~~~

### 3 閉 会

○中田委員長 それでは、ほかにはないようですので、これをもちましてごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午前10時48分 閉会)



鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長

中 田 利 幸